

全国知事会 農林商工常任委員会
委員長 高橋はるみ 様

内閣官房
平成24年4月27日

平素より大変お世話になっております。

ご要望頂きました資料を別添のとおりお届け致します。

(1) 原則として即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないか。

【関税撤廃について】

1. TPP協定における関税撤廃の原則については、長期の関税撤廃などを通じて最終的には関税をゼロにするというのが原則とされている模様です。また、90～95%を協定発効日に関税撤廃し、残りについても7年以内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を支持している国が多数ある中で、即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある模様です。交渉は上記のとおり二国間ベースで行われており、関税撤廃の原則の具体的な内容についての9カ国間の合意は未だない模様です。
2. TPP交渉への参加に当たっては、全ての品目を交渉の対象とすることが求められると認識していますが、センシティブ品目(当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受けるおそれが高い品目)の関税の実際の扱いについては、交渉の中で決まっていくこととなります。なお、4月10日に玄葉外務大臣と会談したカーク米通商代表からは、TPP交渉参加を希望する国は全て、現交渉参加国がコミットしている高いスタンダードを達成するとのコミットメントを示さなければならないとの説明があり、双方は、物品(goods)の最終的な扱いについては、TPP交渉プロセスの中で決まっていくものであることを確認しました。
3. いずれにせよ、仮に我が国がTPP交渉に参加する場合には、守るべきは守り抜き、そして、勝ち取るものは勝ち取るべく、まさに国益を最大限に実現するために全力を尽くしてまいります。

【農業に対する懸念について】

1. 政府としては、昨年11月に野田総理が述べたとおり、美しい農村は断固として守り抜く決意です。
2. いずれにせよ、仮に我が国がTPP交渉に参加する場合には、守るべきは守り抜き、そして、勝ち取るものは勝ち取るべく、まさに国益を最大限に実現するために全力を尽くしてまいります。

【食料自給率の低下に対する懸念について】

1. 我が国の農林漁業の再生は、TPP交渉参加の判断いかんに関わらず、待ったなしの課題です。
2. また、食料の安定供給を将来にわたっての確保することは、国民に対する国家の基本的な責務であり、国内の農業生産の増大を通じて食料自給率の向上を図っていく必要があります。
3. こうした認識の下、先に策定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、食料自給率カロリーベース50%、生産額ベース70%という意欲的な目標等を目指し、戸別所得補償制度の適切な推進、農地集積の加速化、青年新規就農の増大、6次産業化等の推進などの戦略を5年間で集中展開してまいります。
4. 高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、基本方針にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要です。直接支払制度の改革等も含め、具体的な方策は、国民的議論を経て、個別の経済連携ごとに検討することとしています。

(2) 安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないか。

1. 食品の輸入について、食品安全に関する措置を実施する権利は、WTOの「衛生植物検疫措置に関する協定」(SPS協定)で我が国を含む各国に認められており、我が国の措置を適切に実施することにより、輸入食品を的確に監視していきます。
2. TPP協定交渉での主な議論の内容は、WTO・SPS協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意があり、具体的には、リスク評価の透明性強化、科学的根拠の定義、国際基準との調和や情報共有、協力、紛争解決、委員会の設置などが議論されています。現在のところ、食品添加物、残留農薬基準や遺伝子組み換え食品の表示ルール等、個別の食品安全基準の緩和は議論されていません。
3. 今後、食品安全基準の緩和等が協定交渉の中で提起される可能性も排除されませんが、TPP協定のような複数国間の交渉では、ある国の食品安全に関する措置の変更は、他の交渉国の賛同を得られなければ他国から一方的に求められることは容易には想定しがたいです。
4. また、個別措置の解決について、TPP協定交渉の議題には載せていませんが、TPP協定交渉の会合が行われる機会に二国間で議論している国もあるとの情報もあります。いずれにせよ、仮に我が国がTPP交渉に参加する場合は、立場を同じくする他の交渉参加国とも連携しつつ、SPS協定で認められた食品安全に関する措置を実施する権利の行使を妨げる提案は受け入れません。

(3) 公的な医療保険を受けられる範囲が縮小されてしまうのではないか。

1. TPP協定交渉では、営利企業の医療参入、混合診療の全面解禁、公的医療保険制度のあり方そのものについては、議論の対象となっていません。また、先の米国との協議では、公的医療保険制度の廃止を米国が他のTPP交渉参加国に要求していることはないとの説明があったところです。さらに、米国のカトラー通商代表補は、本年3月1日・2日に東京で開催された「米国ーアジア・ビジネスサミット」（以下、「ビジネスサミット」）において、TPPは「日本や他の国の国民医療保険制度を民営化することを強いるものではない」、「いわゆる『混合診療』を含め、民間の医療サービス提供者を認めることを要求するものではない」と明言しました。さらに、米韓FTAの金融サービス章においても、韓国の公的医療保険制度そのものは対象外になっています。
2. TPP協定のような複数国間の交渉では、ある国の措置の変更が他国から一方的に求められることは想定しがたいですが、仮に交渉に参加した場合、交渉の中で国益を最大限追求することは当然のことであり、日本の誇るべき国民皆保険制度を維持し、わが国の安心・安全な医療が損なわれないように交渉します。

(4) 質の低い外国人専門家（医師・弁護士等）や単純労働者が大量に流入するのではないか。

【質の低い外国人専門家に対する懸念について】

1. 我が国で医師・弁護士等の専門家として活動する際には、国籍に関わらず、我が国の法律などで規定されている資格・免許が必要です。
2. 現在のところ、TPP協定交渉では、他国の資格・免許の相互承認について、個別の資格・免許については議論されていません。また、米国のカトラー通商代表補は、ビジネスサミットにおいて、TPPは「他の国の専門家資格の承認を求めるものではない。」と明言しました。
3. そもそも弁護士や医師のような国民生活や健康に直結する分野では、専門家の資格制度は、我が国で活動を行うために必要な専門的な知識や能力を踏まえて設けられています。このため、外国の資格を我が国と同様のものとして安易に認めるようなことはしません。
4. 仮に交渉に参加する場合にも、個別の資格・免許の相互承認を行うか否かについては、国家資格制度の趣旨を踏まえ、我が国として主体的に判断します。

【単純労働者の大量流入に対する懸念について】

1. TPP協定交渉においては、現在のところ、いわゆる単純労働者は議論の対象になっていません。
2. また、米国との協議においては、米国が他のTPP交渉参加国に単純労働者の移動を受け入れることを要求していることはない、との説明がありました。さらに、米国のカトラー通商代表補は、ビジネスサミットにおいて、TPPは「単純労働者の受入れを求めるものではない」と明言しました。
3. こうしたことから、外国人単純労働者が流入する事態になるとは考えていません。

(5) 地方の公共事業が海外の企業にも一層開放されることで、海外の企業に取られてしまうのではないか。

1. 地方自治体の調達については、我が国はWTOの政府調達協定(GPA)において、都道府県・政令指定都市による一定額以上の調達については外国人に自国民と同等(無差別)の待遇を供与することなど高い水準の約束をしています。
2. これまでのTPP協定交渉参加国間のFTAでは、協定が適用される機関、物品・サービス、基準額については内容は様々です。地方自治体の調達を対象としていないFTAもあり、また対象としている場合にも、我が国のように政令指定都市レベルの調達まで対象としているものはほとんどありません。
3. 従来政府調達を外国企業に十分開放してこなかった国がこれを開放すれば、我が国企業にとっては市場参入の機会が生じるとの大きなメリットがあります。
4. TPP交渉において現在のところ、政府調達の対象機関は中央政府に集中して議論しており、調達基準額についての議論は収斂していない模様です。仮に交渉に参加する場合、我が国の地方自治体の調達が議論の対象になる可能性はありますが、他方で、我が国としても、相手国に対して、調達の対象となる行政機関の拡大を交渉の中で主張することが考えられます。交渉において、仮に一般市町村まで対象に含めることや基準額の引き下げを求められることとなる場合には、外国企業の参入による地方の建設企業の受注機会の減少や地方自治体の事務負担増大につながることを十分配慮するとともに、国内の建設市場の状況も十分配慮し、また、地方自治体の声を聴きながら慎重に検討し対応していきます。

(6)外国人の投資家が訴えることで、日本の国内制度を変更させられるなど、国家主権にも影響が及ぶのではないかと。(ISDS制度)

1. 「国家と投資家間の紛争解決 (ISDS) 手続」は、投資に関する協定がより確実に守られるようにし、海外で活動する日本企業を保護するために有効です。我が国は、既に我が国が締結した25の投資協定やEPAのうち一カ国とのEPAを除くすべて(24協定)においてこうした手続を確保してきており、何ら新しい制度ではありません。ISDS手続に基づき、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されませんが、また、我が国がこれまで同手続で訴えられた例はありません。一方で、日系企業が海外で本制度を活用した例があります。
2. 投資関連協定の締結に当たっては国内法との整合性を図ることとしており、国家と投資家間のISDS手続により、我が国の国内法令が協定違反とされ、その結果国内法令等の変更を余儀なくされるといったことは想定されません。
3. TPP交渉において現在のところ、ISDS手続については、濫用を防ぎ、投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されており、その適用範囲についても議論が続いている模様です。ISDS手続を利用した乱訴を防ぐべきであるとの認識が共有されているという情報や、国家による一定の行為についてはISDSの対象外とすることを議論しているという情報もあります。また、ISDS手続の透明性確保のための規定が検討されているとの情報もあります。
4. そもそも、投資関連協定は、締約国が必要かつ合理的な規制を行うことを妨げるものではありません。ISDS手続については、我が国としては、投資受入れ国としての我が国の規制権限に十分配慮しつつ、その一方で、海外で活躍する日本企業を保護するという両面を勘案しながら、適切に対処してまいります。

(以上)